

大磯町監査公表第 6 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 2 年 12 月 1 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 清田 文雄

監査結果報告書

1. 監査の種類 定期監査

2. 監査の対象部課等 議会事務局

3. 監査の範囲及び事務 令和2年4月1日から令和2年9月30日までに執行された令和2年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間 令和2年10月23日から令和2年11月25日まで

5. 監査の方法及び監査項目 令和2年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。 なお、監査に際しては、監査対象課である議会事務局より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要 議会の本会議、委員会及び協議会に関すること、議会だより公報の発行、請願・陳情・建議・意見書等に関することを行っている。

7. 監査の結果 令和2年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。